

【別添資料3】 世界ウチナーンチュセンター（仮称）要求水準書

世界ウチナーンチュセンター（仮称）
要求水準書

目 次

第 1 総則	1
1 資料の位置づけ	1
2 交流施設の事業内容に関する事項	1
(1) 施設の目的	1
(2) 施設内容	1
(3) 特定事業の範囲	1
第 2 統括マネジメント業務	2
1 業務の要求水準	2
(1) 統括管理業務	2
(2) 総務・経理業務	2
(3) ガバナンス業務	2
第 3 設計・建設業務	2
1 施設に関する事項	2
(1) 施設の概要	2
(2) 面積配分	2
(3) 配置・動線計画	2
(4) サイン計画	3
2 施設の機能及び性能に関する事項	3
(1) 建築計画に関する事項	3
3 完成後業務	4
第 4 維持管理業務	5
1 交流施設の維持管理業務の実施について	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 費用負担の方法等	5
※用語の定義	6

第1 総則

1 資料の位置づけ

本資料は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下、「本事業」という。）で実施する世界ウチナーンチュセンター（仮称）（以下、「交流施設」という。）の特定事業等の業務に関し、満たすべき水準その他の事項を定めたものである。

なお、本資料で示す以外の業務内容については、「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 要求水準書（以下、「本編」という。）」に基づき実施するものとする。

2 交流施設の事業内容に関する事項

(1) 施設の目的

沖縄県は我が国有数の移民県で、世界中に県系人は約42万人いると推計されており、類い希なるウチナーネットワークは、本県の貴重な財産となっている。

国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流や交流の架け橋となる人づくりを推進し、更なるウチナーネットワークを強化するため、県民や世界のウチナーンチュの心の拠り所となる「ムートゥヤー」として、交流施設を整備する。

(2) 施設内容

交流施設は、以下の業務を実施する施設として整備する。

(ア) 交流拠点（事務室、セミナー室）

県民と世界のウチナーンチュとの交流拠点

(イ) 資料収集・展示（展示室）

移民資料や物品等の収集・展示を行う場所

(ウ) 学習・普及（セミナー室、展示室）

県民や留学生、研修生等が学習できる場所

(エ) 問合せや相談の窓口、移民情報レファレンスサービス（事務室、展示室）

(3) 特定事業の範囲

交流施設に係る特定事業の範囲は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる業務を対象とする。

(ア) 統括マネジメント業務

- ・統括管理業務
- ・総務・経理業務
- ・ガバナンス業務

(イ) 設計業務

- ・事前調査業務
- ・設計及びその関連業務

(ウ) 建設業務

- ・建設及びその関連業務
- ・工事監理業務
- ・完成後業務

第2 統括マネジメント業務

1 業務の要求水準

(1) 統括管理業務

交流施設に係る設計・建設段階において、本編「第2. I. 2. (1)」に基づき実施するものとする。

(2) 総務・経理業務

交流施設に係る設計・建設段階において、本編「第2. I. 2. (3)」に基づき実施するものとする。

(3) ガバナンス業務

交流施設に係る設計・建設段階において、本編「第2. I. 2. (4)」に基づき実施するものとする。

第3 設計・建設業務

1 施設に関する事項

(1) 施設の概要

交流施設は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場（以下、「本施設」という。）に併設するものとし、延べ面積 300 m²以上とする。

(2) 面積配分

交流施設の諸室等の構成と想定する諸室等のそれぞれの面積は表1に示すとおりである。特定事業者は、本施設に併設する交流施設の諸室を適切な規模とすること。

表1 諸室構成及び想定面積

諸室等名称	想定面積	
事務室（給湯スペースを含む）、トイレ	50 m ²	以上
セミナー室	100 m ²	以上
展示室（保管室を含む）	150 m ²	以上

(3) 配置・動線計画

- ・交流施設の出入口は、本施設内のエントランス、ホワイエ等から通ずる2箇所を設けるとともに、外部から直接通ずる出入口を1箇所設けること。

- ・交流施設は、本施設の会議室に近接し、来場者から視認しやすい位置に配置すること。

(4) サイン計画

(ア) 基本方針

本編「第3. I. 1. (3). カ. (ア)」に基づく。

交流施設に係るサイン計画については、スペイン語及びポルトガル語による併記とすること。

(イ) 外部サイン

- ・交流施設の名称を外部から容易に視認できる外部サインを設置すること。
- ・照明を併設することによって夜間でも交流施設の名称や位置が容易に視認できるよう外部サインを設置すること。

(ウ) 館内掲示板

- ・メインエントランスに交流施設の配置等を容易に把握できる工夫がなされた案内掲示板を設置すること。

2 施設の機能及び性能に関する事項

(1) 建築計画に関する事項

(ア) 基本的な考え方

本編「第3. I. 1. (5). ア. (ア)」に基づく。

(イ) 要求事項

(a) 建築

- ・事務室の使用用途は、交流施設の統括業務、窓口業務、企画運営等の業務を行う場とする。
- ・事務室には給湯スペース等を含むものとする。
- ・セミナー室の使用用途は、研修、交流団体の協働スペース、語学学習の場とする。可動間仕切り等で2分割できる仕様とし、1区画当たりの面積を50㎡程度とすること。
- ・展示室の使用用途は、移民資料等の展示やレファレンス用のPC、シアタールームを活用した学習・普及の場とし、展示室内に40㎡程度の保管室を配置すること。
- ・シアタールームは暗転機能を有すること。
- ・交流施設の床は、フリーアクセスフロアとすること。

(b) 電気設備

- ・交流施設の電源は、本施設と共用しない単独系統とすること。また、交流施設で利用する電気使用量を計量し、本施設と区分又は按分できる計画とすること。

- ・通常利用、分割利用それぞれの場合における各部屋の利用形態を想定し、部屋の壁面にコンセントを設置すること。

(c) 情報通信設備

- ・構内交換設備（電話）については本施設と共通の設備（内線・外線）とし、交流施設と中央監視室や警備室等と内線電話が可能な設備とするほか、交流施設としての外線を利用できるようにすること。
- ・インターネットに接続するための配線を事務室に用意すること。インターネット回線事業者との契約は県又は県が指定する者が行う。

(d) 空調設備

- ・本施設の ZEB 化、環境性能等に配慮した空調システムとすること。
- ・交流施設で利用するエネルギー使用量を計量し、本施設と区分又は按分できる計画とすること。
- ・交流施設においても、運転・操作を可能とすること。

(e) トイレ

- ・交流施設の利用者が使用するトイレを設置すること。
- ・男性用トイレ、女性用トイレ及びバリアフリートイレをそれぞれ 1 箇所設置すること。バリアフリートイレは、原則としてオストメイトに対応可能な仕様とし、シャワー金具をサーモスタット仕様とすること。

(f) その他

- ・交流施設で利用する給排水使用量を計量し、本施設と区分又は按分できる計画とすること。
- ・各設備の運転監視は本施設の中央監視室で行えること。
- ・防災設備及び機械警備設備は本施設と一体的な計画とすること。

(2) 外構の機能及び性能に関する事項

(ア) 要求事項

- ・交流施設の運営に必要な関係者用の駐車場を 5 台設けること。

3 完成後業務

(1) 業務の詳細

本編「第 3. II. 2. (4)」に基づき実施する。ただし、交流施設部分に係る県への引き渡し後の維持管理業務は、特定事業の対象外とする。

第4 維持管理業務

1 交流施設の維持管理業務の実施について

(1) 基本的な考え方

交流施設に係る維持管理業務は、特定事業の範囲外とする。ただし、次に示す業務において、特定事業者が実施することが適当と考えられる範囲については、県又は県が指定する者が費用を負担し、特定事業者が当該業務を実施するものとする。

- ①建築物保守管理業務
- ②設備保守管理業務
- ③修繕等業務
- ④衛生管理・清掃業務
- ⑤保安警備業務

なお、特定事業者が実施することが適当と考えられる範囲として、以下の業務を想定している。

- ・ 建築基準法、消防法等の関係法令の定めるところによって、建築物全体に対して点検、報告等の義務がある業務
- ・ 電気設備、機械設備等のうち、当該設備の運転・監視、点検等において可分して実施することが困難又は不適當な業務
- ・ 建築、設備部分の修繕において、可分して実施することが困難又は不適當な業務
- ・ その他、可分して実施が可能な業務であるが、一括して実施することが効果的・効率的なもの

設計段階において、整備後における設備機器の運転、保守点検及び更新等に係る設備計画、その他維持管理等について、県と打合わせを行い、特定事業者が実施することが適当と判断した維持管理業務については、交流施設の完成引き渡しまでに、県と特定事業者の間で締結する本事業とは別の協定書（以下、(2)において「管理協定書」という。）において定めるものとする。

(2) 費用負担の方法等

- ・ 建築物全体に係る維持管理業務については、面積按分等による費用負担を想定する。
- ・ 交流施設の光熱水費に関しては、本施設と区分又は按分した使用量に応じて、県又は県が指定する者が負担する。
- ・ 費用負担の詳細は、管理協定書において定めるものとする。

※用語の定義

本書において使用する用語の定義は、下記のとおりとする。

用語	定義
ウチナーンチュ	沖縄の方言で「沖縄県系人」を表す。
ウチナーネットワーク	海外及び県外に移住した沖縄県出身者やその子弟のウチナーンチュ（沖縄県系人）と沖縄県民及び沖縄と縁のある人々との多元的なつながりのこと。文化活動や経済活動などの多分野における交流を通じてネットワークが形成されている。
ムートゥヤー	沖縄の方言で「本家」を表す。母県「沖縄」におけるシンボルとして、また世界に42万人いると言われる世界のウチナーンチュの心の拠り所として整備する。